

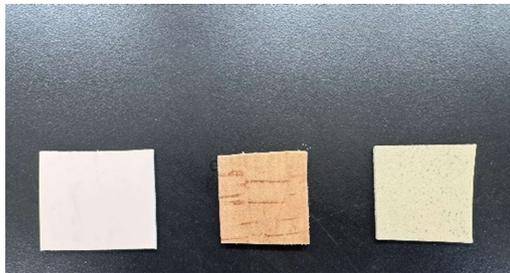
## 複数点採取の試料について

複数点採取の試料について同一の材料(建材)と判断するためには、外観だけでなく、表面から見えない部分についても確認を行い、過去の経験や知識だけに頼らない、確実な確認をする必要があります。

このため、センターではお客様からご依頼された試料は、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル(厚労省・環境省)」に記載されている「同一材料範囲の判断」を行うべく、同一であることが疑いのない試料かどうか受付検査で総合的に判断した上で、分析を実施しています。

以下に同じ検体として、分析のご依頼を受け付けられない場合の例を示します。

### 良くない例



3種類の長尺シートの色が異なり、別試料の可能性が非常に高い。

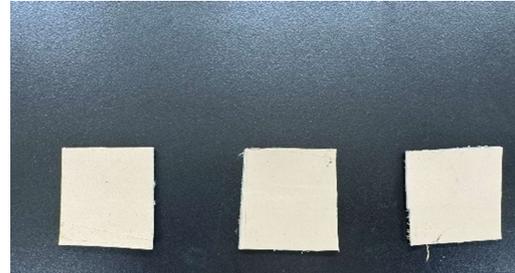


3種類の仕上塗材の色・粒の大きさが異なり、別試料の可能性が非常に高い。



3種類の成形板の色・形状・厚みが異なり、別試料の可能性が非常に高い。

### 良い例



3種類の長尺シートの色・柄が同一である。



3種類の仕上塗材の色・粒の大きさ、下地調整材の有無が同一である。



3種類の成形板の色・形状・厚みが同一である。

<同一材料範囲の判断項目>

- ・色（表面・裏面・側面、同系色かどうか 等）
- ・形状（粒の大きさ・厚み 等）
- ・模様（まだら、無紋、その他）
- ・硬軟の程度（試料が湾曲する、曲がらずに割れる 等）
- ・艶・照り（ワックスが表面に塗られている、照りがある 等）
- ・手触り（ザラザラしている、何かが塗られている 等）
- ・使用感（劣化している、していない 等）
- ・裏面の状態（色、接着剤の有る無し、接着剤の量 等）
- ・施工年代（同一時期の施工なら同一と判断できる可能性有 等）

参考：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル